

岐阜県公報

第 二 十 六 号

令 和 元 年 八 月 二 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 一四七

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 一四八

保安林の指定施業要件の変更

(揖 斐 農 林 事 務 所) 一四八

監 査 委 員 告 示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員) 一四八

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(同) 一五二

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 一五四

土地改良事業の工事の完了

(同) 一五四

公共測量の実施

(用 地 課) 一五四

落札者等に関する公示

(会 計 課) 一五四

岐阜県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字二渡東二〇四四の一四六、二三四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二渡東二〇四四の一四六、二三四九の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の年月日又は告示日）
一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字椿原字家ノ高一七二番二地先地内	二〇・九	令和元年八月二日	平成三〇・一〇・三

岐阜県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八の八
- 二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐とする。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により令和元年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和元年八月二日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖 博
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

第1 監査実施機関数

知事直轄 部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	未実施事項
総務部	1	0	0	0	0	0
清流の国推進部	1	0	0	0	0	0
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	3	2	1	2	1	0
健康福祉部	9	1	1	2	1	0
商工労働部	1	1	0	1	0	0
農政部	1	1	0	1	0	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
都市建設部	1	1	0	1	0	0
県事務所	1	0	0	0	0	0
教育委員会	19	7	9	19	8	11
警察本部	5	3	2	6	4	2
その他	1	0	0	0	0	0
合計	43	16	13	33	18	15

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、23機関において、18件の指摘事項及び15件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
歴史資料館	令和元年6月28日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 清流の国推進部（1機関）

実施機関名	実施年月日
東京事務所	令和元年6月28日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 環境生活部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
現代陶芸美術館	令和元年6月28日	図書館	令和元年6月28日
博物館	令和元年6月7日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
現代陶芸美術館	指摘事項	物品の管理事務において、デスクトップ型パソコンなど4件（取得価格計1,087,590円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
博物館	指導事項	特別観覧料の収入事務において、納入通知書の発行が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
博物館	指摘事項	物品の管理事務において、全自動電子乾燥保管庫など3件（取得価格計5,526,000円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

4 健康福祉部（9機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜保健所	令和元年6月28日	西濃保健所	令和元年6月28日
関保健所	令和元年6月7日	関保健所郡上センター	令和元年6月7日
希望が丘子ども医療福祉センター	令和元年6月28日	中央食肉衛生検査所	令和元年6月28日
西濃子ども相談センター	令和元年6月28日	東濃子ども相談センター	令和元年6月28日
わかあゆ学園	令和元年6月28日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜保健所	指導事項	収入証紙の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 収入証紙関係出納簿の摘要欄に証紙の受払い理由を記入していないものがあつた。 2 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄には、収支等命令者の証紙残数量に係る確認印を

西濃保健所	指摘事項	得ることとなっているが、これを行っていないかった。公務中の1件の交通事故について、修繕料198,774円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
-------	------	---

5 商工労働部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
情報科学芸術大学院大学	令和元年6月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
情報科学芸術大学院大学	指摘事項	物品の管理事務において、デジタル一眼レフカメラなど37件(取得価格計5,092,092円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

6 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	令和元年6月10日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
揖斐農林事務所	指摘事項	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林環境保全直接支援事業)の交付事務において、農林事務所は事業主体による森林の間伐等の事業完了後、補助金の査定を行うため、岐阜県森林整備事業審査要領に基づき、審査することとなっている。同審査要領によれば、「補助金申請の中に施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)が複数含まれる場合には、その数に応じて同審査要領に定める数の申請単位を抽出して現地審査を行わなければならないが、三つの申請単位について現地審査すべきところ、一つの申請単位についてしか現地審査を行っていないかつたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

7 都市建設部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東部広域水道事務所	令和元年6月6日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
東部広域水道事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕費240,980円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

8 県事務所 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐県事務所	令和元年6月10日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。

9 教育委員会 (19機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜高等学校	令和元年6月5日	岐阜北高等学校	令和元年6月5日
加納高等学校	令和元年6月28日	岐阜総合学園高等学校	令和元年6月28日
岐阜城北高等学校	令和元年6月7日	岐阜商業高等学校	令和元年6月5日
各務原西高等学校	令和元年6月28日	岐阜各務野高等学校	令和元年6月28日
大垣養老高等学校	令和元年6月4日	大垣総合高等学校	令和元年6月28日
不破高等学校	令和元年6月28日	八百津高等学校	令和元年6月28日
東濃高等学校	令和元年6月28日	瑞浪高等学校	令和元年6月28日
土岐紅陵高等学校	令和元年6月28日	斐太高等学校	令和元年6月28日
吉城高等学校	令和元年6月28日	飛騨神岡高等学校	令和元年6月28日
海津特別支援学校	令和元年6月4日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜高等学校	指摘事項	行政財産の目的外使用に係る管理費の取入事務において、調定(1件120円)が行われていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行つ

岐阜総合学園高等学校	指導事項	ノート型パソコンの修繕に係る支出事務において、見積書が敬取されていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜北高等学校	指導事項	生徒用机天板の修繕及び生徒用椅子の調達の契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならぬが、緊急の必要により随意契約をするに当たり、見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明などを明らかにした説明書を作成しないまま、一者のみから見積書を提出させていた。 2 支出金調書を、請求書を受理した日よりも早い日付で起案していた。
	指導事項	ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜城北高等学校	指導事項	物品の管理事務において、購入した4尺旋盤用安全装置11セットの取得価格を980,400円として物品登録すべきところ、取付け費用1,593,000円を含めた2,573,400円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に投影機を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料66,960円が支払われていたのに、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られた。
岐阜南業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、教育情報ネットワーク端末一式など28件(取得価格計4,141,466円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜各務野高等学校	指導事項	物品の管理事務において、ラミネーターなど29件(取得価格計5,435,444円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
大垣養老高等学校	指導事項	強風のため体育館の屋根が破損し、飛散したことにより職員3人を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として470,472円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	SDカードの管理事務において、情報セキュリティ取扱管理者は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載させないまま職員に利用させており、また、当日のみ利用させる予定であったものを1か月以上、返却を求めていないものがあつたので、

大垣高等学校	指導事項	建築基準法第12条定期点検等業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
東濃高等学校	指導事項	物品の管理事務において、積重型カート容器など8件(取得価格計942,632円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
土岐紅陵高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたのに、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られた。
妻木高等学校	指導事項	スーパードローバルハードディスク業務エンバロームソフトウェアの研修委託業務に係る契約事務において、当該研修は生徒からの徴収金と県からの委託料を合わせて実施しているが、県の委託業務に係る仕様書に全体の研修内容を記載しており、県が委託業務として契約する内容が明確になっていなかったため、今後は適正に処理されたい。
吉城高等学校	指導事項	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。
飛騨神岡高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたのに、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られた。
	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ソノリニア編集機など36件(取得価格計11,261,698円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

10 警察本部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
各務原警察署	令和元年6月28日	津津警察署	令和元年6月4日
垂井警察署	令和元年6月28日	掛妻警察署	令和元年6月10日
忠恵警察署	令和元年6月28日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
各務原警察署	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として504,236円の費用負担が発生していたので、職員の交通事

海津警察署	指摘事項	事故防止について一層の徹底を図らねたい。 公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 48,048 円の費用負担が発生し、また、修繕料 140,378 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。
	指摘事項	強風のため職員宿舍の外壁に設置されていた臭気配管が落下したことにより職員の車両を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金として 82,372 円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらねたい。
	指導事項	公務中にデジタルカメラのストロボを損傷させた 1 件の毀損事故（交換部品がないため、修繕料相当額は算定不可）が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
揖斐警察署	指摘事項	非常勤専門職等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納付を失念して納期限までに支払を行わなかったことにより、不納付加算税 5,000 円が支払われていたため、今後（は）適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に在置きレーダースピードメーターを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 135,000 円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。

二 その他（1機関）

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会揖斐地方事務局	令和元年 6 月 10 日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年八月二日

岐阜県監査委員	田 中	勝 博
岐阜県監査委員	加 藤	大 博
岐阜県監査委員	鈴 土	良 靖
岐阜県監査委員	藤 長	寛 子

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団体	指導事項	出資・出捐団体	2	1	0	0	1	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	
	指定管理者	1	1	0	0	0		
	計	5	4	0	1	1		
	指導事項	出資・出捐団体	7	2	0	0	5	
		補助金等交付団体	1	1	0	0	0	
	指定管理者	2	2	0	0	0		
	計	10	5	0	5	5		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指定管理者	0	—	—	—	—			
計	0	—	—	—	—			
所管機関	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	2	0	2	0	0	
	指定管理者	1	1	0	0	0		
	計	3	1	2	0	0		
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	1	1	0	0	0	
	指定管理者	1	1	0	0	0		
	計	2	2	0	0	0		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指定管理者	0	—	—	—	—			
計	0	—	—	—	—			
合 計	20	12	2	6				

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年6月27日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成30年度

(1) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	医療法人香徳会	医療法人香徳会に対する岐阜県院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金82,000円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該課から当該法人へ過去5年分の調査を指示し、過大受給となっていた平成29年度分82,000円に加えて、平成25年度から平成28年度補助金過大受給分560,000円について、平成30年12月25日に返還されたことを確認した。また、実績報告書の確認が適切ではなかったため、平成30年度分の実績報告時に、他の補助対象団体に対しても、保育日誌等の根拠資料の提出を指示し、補助対象経費の算定誤りがないことを確認した。
医療福祉連携推進課	医療法人香徳会	医療法人香徳会に対する岐阜県新人看護職員研修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金16,000円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該課から当該法人へ過去5年分の調査を指示し、調査の結果、過大受給となっていた平成29年度分16,000円について、平成30年12月25日に返還されたことを確認した。当該補助金は、平成29年度で廃止となったが、今後、類似の補助金において、このような算定誤りをしないよう、適正に審査及び確認を行う。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
合 掌 地 区	白 川 村 役 場	同 令 和 元 年 八 月 二 日 正 午 一 時 二 分 以 降 正 午 一 時 二 分 以 降

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	庄川上流地区（農業用排水施設整備） 庄川上流地区（農道整備）	平成三〇・一一・一四 平成二六・七・一八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
垂井町
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
令和元年七月十七日から
令和二年一月三十一日まで
- 四 作業地域
不破郡垂井町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 運転者管理業務用機器の貸借及び維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年 5 月 22 日
- 4 落札者を決定した日 令和元年 7 月 3 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
専務取締役 依田 茂
- 6 落札金額 476,005,697 円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和元年八月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社